

(2) 令和8年度 高梁市地域包括支援センター運営方針

I 設置目的

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができ、一人一人が誇りをもって自分らしく生きることができる社会を実現するためには「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』のしくみが必要です。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。（介護保険法第115条の46第1項）

II 設置主体

設置主体は高梁市とし、高齢者にとってより親しみやすく相談しやすい窓口とするため、『高齢者総合相談センター』と呼ぶこととします。

センターは、市直営で1か所設置します。また、市内全域でセンター機能が行き渡ることを目的に、成羽地域、川上地域、備中地域にサブセンター（ステーション）を位置付けます。さらに、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口として4か所の在宅介護支援センターを設置します。

1. 設置場所等

地 域	センター名	住 所
高梁市全域	高梁市地域包括支援センター	松原通 2043
成羽地域	成羽ステーション（成羽地域局）	成羽町下原 606
川上地域	川上ステーション（川上地域局）	川上町地頭 1822
備中地域	備中ステーション（備中地域局）	備中町布賀 29-2

2. 窓口機能の強化等

実績のある在宅介護支援センター等を窓口（ブランチ）として活用し、総合相談支援強化を目的に、センターとの協力と連携を行います。

また、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握しながら、円滑な業務の実施に努めます。

【窓口となる在宅介護支援センター一覧】

地 域	センター名	住 所
高梁	ゆうゆう村在宅介護支援センター	南町 73
高梁	白和荘在宅介護支援センター	高倉町大瀬八長 2663-1
高梁、成羽	在宅介護支援センター グリーンヒル順正	松原町神原 2281-8
巨瀬、中井、有漢	高梁市社会福祉協議会在宅介護支援センター	向町 21-3

Ⅲ 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2. 地域性の視点

- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・地域ケア推進会議等、会議の場を通じて地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3. 協働性の視点

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種を中心に、それぞれの専門性を生かし、相互に連携協働しながら「チームでの支援」の考え方を基本として、高齢者に対して様々な支援を行います
- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

4. 自己評価の視点

- ・センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、評価を踏まえ、事業の質の向上を図ります。

Ⅳ 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域の実情に応じて課題を把握した上で毎年度事業計画を策定し、重点目標の設定及び課題解決を図ります。

また、第 9 期介護保険計画の最終年度のため、これまでの施策の成果や課題を整理

した上で、第 10 期介護保険計画に反映し、「地域包括ケアシステム」のさらなる充実をめざします。

(2) 個人情報の保護

センター職員は、その運営上高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

(3) 広報活動

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等により地域住民や関係者への周知に努めます。

(4) 苦情対応

センターへの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

V 地域支援事業

【財源】

1号保険料 17.76%、国交付金 20%
支払基金交付金 27%、県交付金 12.5%、
市負担金 12.5%、調整交付金 10.24%

総合事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（総合事業訪問介護）

現行型：6事業所

緩和型：2事業所

②通所型サービス（総合事業通所介護）

現行型：13事業所

緩和型A：ひなたぼっこ美の里

デイサービスYOU

ミニデイサービス

緩和型B：巨瀬もくもくDAY

うかん気楽会

ホッと広場たかはし

③介護予防ケアマネジメント

2. 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業（健康づくり課）

③地域介護予防活動支援事業

“元気なからだづくり隊”

“通所付添サポート事業”

④地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①第1号介護予防支援事業

②総合相談支援事業

③権利擁護事業

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・地域包括支援センター運営事業

⑤在宅医療・介護連携推進事業

⑥生活支援体制整備事業

“いきいき生活サポート事業”

⑦認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

・認知症ケア向上推進事業

・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

⑧地域ケア会議推進事業

【財源】

1号保険料 23%、国交付金 38.5%
県交付金 19.25%、市負担金 19.25%

任意事業

①介護給付等費用適正化事業

・介護給付費適正化対策事業（高齢者支援課）
・介護サービス事業者適正化支援事業

②家族介護支援事業

・家族介護教室事業
・家族介護者交流事業
・認知症高齢者見守り事業

③成年後見制度利用支援事業

④認知症サポーター養成事業

⑤地域自立生活支援

・高齢者等見守体制整備事業
（緊急通報装置）
・配食サービス状況把握事業

令和8年度 重点的な取り組み

1. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療と介護の関係者が協力して、在宅医療と介護の連携を図ります。医療・介護の実務にかかる業務の効率化及び連携強化を図ることで、切れ目のない医療・介護サービスが提供できるよう I C Tを活用した地域ネットワークシステムの在り方を検討します。

また、医療・介護関係者が、対象者本人等と意思を共有し、今後の治療・療養について本人・家族と医療・介護関係者が予め話し合う自発的なプロセスである ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取り組みについて普及と啓発を図ります。

2. 認知症施策推進事業

認知症の人本人の思いや望みを聴く姿勢を持ち、本人ミーティングを通じた本人支援に取り組み、本人の声を生かした支援を進めます。

認知症サポーターの養成等を通じた認知症の理解促進や相談先の周知、認知症月間に合わせて広報紙や市行政放送等を利用した普及啓発等を行います。

また、岡山県備中県民局と合同で認知症高齢者・家族交流事業を開催し、在宅での介護知識の向上、家族介護者同士の交流が図れるよう取り組みます。

3. 要支援者の早期発見・早期介入

認知症進行による判断力の低下、精神疾患の増悪による孤立等支援が必要な方を早期に発見し、生活困窮に陥らないよう早期介入に努めます。健康状態不明高齢者、市営住宅の家賃や水道代金の滞納者の生活状況を把握し、必要な支援につなげていきます。

高齢者の困りごとや体調の急変に対応するため、固定電話を持たない方でも利用できる携帯電話での緊急通報システムについて周知していきます。

4. 住民主体の通いの場、通所付添サポート事業の推進

新たな住民主体の通いの場や、高梁いきいきロコモ予防体操に取り組む元気なからだづくり隊グループの設置支援をすすめます。

また、「通いの場」への移動が困難な高齢者に対し、「通所付添サポーター」が2人1組での外出支援を行う通所付添サポート事業の継続支援に努めます。

5. 生活支援体制整備事業

高梁市社会福祉協議会に4人の生活支援コーディネーターを専任で配置し、地域ニーズや資源の掘り起こし、関係者間の情報共有やサービス提供者とのネットワークを構築していきます。14の第2層協議体（地区社協）において、「通いの場」「生活支援」「見守り」等それぞれの地域課題に対し、具体的に目標設定し活動をすすめます。

また、利用継続者数が少なく低迷しているいきいき生活サポート事業の見直しについて第1層協議体を中心に検討していきます。

6. 地域ケア会議の推進

(1) 地域包括ケアシステム検討委員会

(2) 認知症施策検討委員会

(3) 在宅医療・介護連携推進協議会

別紙説明資料

(4) 小地域ケア会議

・民生委員会に併設して開催

(5) 個別課題の解決のための会議

・地域ケア個別会議

月2回開催し、高齢者の自立支援に資する要支援ケアマネジメント支援、個別ケースの課題分析等による地域課題の把握を行う。

参加職種：リハビリ職、薬剤師、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー

・多職種事例検討会議

支援が困難な事例に対し、多職種で支援方法を検討する。

会議が必要な事例があったときに随時開催

・高齢者虐待コアメンバー会議

虐待が疑われる事例が出た場合、虐待の有無の判断、初動期の方針決定、役割分担、支援方法の検討を行う

令和8年度地域包括ケアシステム検討委員会(第1層協議体)

項 目		内 容
令和8年度	事業 目標	① 地域における支え合い活動に関する社会資源の情報収集及び地域課題の整理を行う。 ② 地域の生活支援ニーズに応じた支え合い活動及び人材育成のあり方について検討を行う。 ③ 関係機関との連携を図り、地域の実情に応じた生活支援体制の充実につなげる。
	目指す 成果	① 地域における支え合い活動の現状や課題について関係機関で共有し、地域の実情に応じた方向性を整理する。 ② 地域の支え合い活動を担う人材育成のあり方について意見交換を行い、今後の検討につなげる。 ③ 社会福祉協議会や関係機関との連携体制及び役割分担について共有し、協力体制の強化につなげる。
	取り 組み	① 地域における支え合い活動の現状や課題について情報共有を行う。 ② ボランティア養成講座の実施状況や課題について整理し、人材育成及び支え合い活動のあり方について検討を行う。 ③ 社会福祉協議会、第2層協議体等の関係機関と情報共有を図り、役割分担や連携体制について協議を行う。
	年間 予定	① 地域包括ケアシステム検討委員会（第1層協議体）の開催 7月・10月・2月 ② 生活支援体制整備事業連絡会の定期開催 (第1層協議体・第2層協議体の情報共有) ③ ボランティア養成講座の現状把握及び方向性の検討 ④ 関係機関との連携及び地域課題の共有

令和8年度認知症施策検討委員会

項 目		内 容
令和8年度	事業目標	① 認知症の正しい知識の普及啓発 ② 本人の気持ちや意見を聞くことでニーズ把握ができ、本人やその家族が望む生活が継続できる支援体制づくり ③ 認知症の人の早期発見と早期支援、医療・介護連携による切れ目のない支援体制（認知症初期集中支援チーム）の強化
	目指す成果	① 市民が認知症について知る機会ができ、正しく理解する ② 本人の声を起点とし、認知症の人の視点に立った支援体制づくりを行うことで、安心して住み慣れた地域で生活が継続できる ③ 支援が必要な認知症の人が、早期に把握され、適切な医療・介護を受けることができる
	取り組み	① 9月の認知症月間を中心とした認知症理解啓発活動、認知症ケアパスの活用、認知症サポーター養成講座の積極的開催 ② 本人同士が集い、自らの希望や体験を語り合い、その声をヒントに暮らしやすい地域づくりを目指す ③ 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを中心とした本人・家族支援
	年間予定	① 認知症施策検討委員会（年3回）：7月、10月、2月 ② 認知症初期集中支援チーム員連絡会議の開催（年3回） ③ 認知症月間を中心とした認知症理解啓発活動の実施 ④ 認知症サポーターステップアップ講座の開催、チームオレンジ・オレンジサポーター交流会の開催と活動支援 ⑤ 認知症カフェ連絡会、キャラバンメイト連絡会、家族介護者交流事業の開催 ⑥ 認知症声かけ体験の実施 ⑦ 本人ミーティングの開催

令和8年度在宅医療・介護連携推進協議会

項 目		内 容
令和8年度	事業 目標	①住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療と介護の関係者が協力して、在宅医療と介護の連携強化を図る
	目指 す 成果	① 医療と介護の関係者が協働・連携を図り、在宅医療と介護を一体的に提供できる。 ② I C Tの利活用によって、業務の効率化や多職種間の連携を図ることができる。 ③ 人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・介護関係者が、対象者本人と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援できる。
	取り 組み	① 他職種への理解を深め、連携がスムーズに図れるよう多職種連携研修会を開催する。 ② 医療・介護の実務にかかる業務の効率化及び連携強化を図ることで、切れ目のない医療・介護サービスが提供できるよう I C Tを活用した地域ネットワークシステムの在り方を検討する。 ③ 医療・介護市民公開講座や出前講座、各種研修会等において、市民及び医療・介護の実務者等に人生会議（A C P）の普及・啓発を図る。
	年間 予定	① 高梁市在宅医療・介護連携推進協議会 年2開催 ② 実務者部会 年3回程度開催 ③ 実務者部会コアメンバー会議 必要に応じて適宜開催 ④ 高梁市医療・介護市民公開講座の開催（11月8日開催予定） ⑤ 在宅医療、人生会議（ACP）の普及啓発 ⑥ 多職種連携研修会の開催 ⑦ 専門職の資質向上に係る研修会の開催

令和 8 年度高梁市地域包括支援センター事業計画

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
総合事業	1 介護予防・生活支援サービス事業			
	① 現行型サービス	○現行型訪問サービス ○現行型通所サービス ・指定事業者が介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する専門的なサービスを実施	【対象者】 ・居宅要支援者 ・事業対象者 ・継続利用要介護者 訪問介護：6 事業所 通所介護：13 事業所	初回サービス利用者 ・サービス担当者会議への参加 ・委託契約の締結 ・給付管理
	② 緩和型サービス	○緩和型A訪問サービス ○緩和型A通所サービス ・市が委託した介護予防支援事業所により実施する。 ○緩和型B通所サービス ・地域住民の主体的な運営により介護予防活動を実施する。(補助)	【対象者】 ・居宅要支援者 ・事業対象者 ・継続利用要介護者 A訪問：2 事業所 A通所：3 事業所 B通所 ・巨瀬もくもくDAY ・うかん気楽会 ・ホッと広場たかはし	・委託契約の締結 ・委託料支払 ・補助金交付 ・運営支援 ・介護予防、認知症予防等の情報提供
	③ 介護予防ケアマネジメント	○介護保険における予防給付対象者や総合事業対象者に対するサービス計画の作成	・本人や家族のニーズを把握し、自立支援のためのサービス利用計画作成 ・居宅介護支援事業所へケアプラン委託	・契約、サービス利用計画作成、給付管理等の業務の実施
	2 一般介護予防事業			
	① 介護予防把握事業	○地域で収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。	・面接、訪問等による高齢者実態把握	・高齢者名簿、小地域ケア会議等の情報により実態把握訪問を実施し、通いの場等へ紹介
	② 介護予防普及啓発事業	○介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催(健康づくり課担当)	・市内各地域の介護予防教室への講師派遣	・ミニデイ、生きがいデイ、各地区サロン、高齢者教室等への派遣
	③ 地域介護予防活動支援事業	○介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援	・元気なからだづくり隊(23 か所)の活動継続支援 ・補助金による運営支援	・新規グループ立ち上げ支援 ・講師派遣 ・補助金

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
総合事業			・通所付添サポート事業 実施 10 団体の活動支援 ・補助金による運営支援	・新規事業の立ち上げ支援 ・補助金
	④地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職の助言・指導により、要支援認定者のケアマネジメントの充実を図る。	・地域ケア個別会議：年 24 回（第 2・4 水曜日） ・訪問指導：年 4 回程度	・地域ケア個別会議で自立に向けたケアマネジメントの助言を受ける。 ・生活機能評価・住宅改修等の相談・アドバイス
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	①第 1 号介護予防支援事業	○1－③の介護予防ケアマネジメントの内容に沿って実施		
	②総合相談支援事業	○地域における関係者とのネットワークを構築し、それを活用した情報収集による実態把握を行い、相談支援を実施する。	・民生委員・児童委員協議会や、小地域ケア会議等の地域活動において、様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢者の各種相談に対応する ・市内 4 カ所の在宅介護支援センターに総合相談業務を委託	・地区担当職員や在宅介護支援センター職員により、高齢者の実態把握をし、信頼される関係づくりを進める。
	③権利擁護事業	○高齢者虐待への対応 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和 5 年 3 月 厚生労働省老健局）等に基づき対応する。	・高齢者虐待防止マニュアルに沿い早期対応 ・虐待防止定例会議を年 4 回開催し、権利擁護アドバイザーからの助言・指導によるスキルアップと共に適切に支援する。	・必要に応じて、権利擁護アドバイザーと同行訪問し、具体的な助言を受け支援する。 ・関係機関と連携し、被虐待者の避難先の確保を円滑に行う。
		○成年後見制度の活用促進	・成年後見制度の説明や利用支援を行う。	・権利擁護センターと連携し相談を受け、必要に応じて市長申立を行う。
		○困難事例への対応	・複合的な課題を持つ世帯、孤立、サービス利用拒否等の困難事例に対して、ケース支援会議等により関係者が連携して対応策を検討し、支援する。	・左記を含め様々な原因による健康状態不良者等の実態把握訪問に取り組み、必要に応じて支援する（市営住宅居住者、生活困窮者等）
		○消費者被害の防止	・民生委員や介護サービス事業者等と連携し、情報収集に努め被害を未然	・民生委員・児童委員協議会で情報提供し、小地域ケア会議等地域での情報に

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）			に防ぐ。	より、必要時行政放送等による注意喚起を行う。 ・消費生活センター等と連携を図り問題の解決にあたる。
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	○包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備	・医療・介護等関係機関との連携体制の整備	・医療・介護等関係機関の職員と顔の見える関係づくりを進める。
		○介護支援専門員の支援	・介護支援専門員等高齢者等の相談支援を行う専門職の資質向上を図る。 ・支援困難事例に対する助言、指導	・介護支援専門員等を対象とした研修会を年3回開催する。 ・センターの各専門職や地域の関係者、関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
包括的支援事業（社会保障充実分）	⑤在宅医療・介護連携推進事業	○医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取組の実施	・在宅医療・介護連携推進協議会の開催 ・高梁医師会かんばんにより在宅医療・介護連携推進事業を推進 ・ラインワークスによる医療・介護地域ネットワークシステムの構築	・高梁医師会かんばんと連携し、医療、介護従事者のスキルアップ研修及び医療・介護連携に関する相談支援を行う。 ・実務者部会で多職種研修会を開催する。 ・市内事業所間でラインワークスによる情報連携を推進する。
		○医療・介護連携に関する市民への普及・啓発の実施	・在宅医療・介護連携推進協議会等で医療・介護市民公開講座の企画運営を行う。 ・『自分らしく生きるための話し合いシート』を活用してACP（人生会議）の普及を図る。	・医療・介護市民公開講座の実施（11月8日） ・出前講座等によりACP（人生会議）の普及啓発を行う。 ・健診対象者等へ『自分らしく生きるための話し合いシート』を郵送して周知、活用を促す。（50・55歳）

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
包 括 的 支 援 事 業 （社会 保 障 充 実 分）	⑥生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターの配置 ・旧小学校区ごと（市内14か所）に配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組の推進	・第1層及び2層生活支援コーディネーターの連携・協働を推進するとともに、地域アプローチのための手法や取組を学ぶための研修参加や情報交換会等を通じて地域づくり活動の支援・促進を図る。	・生活支援体制整備連絡会を定期的に開催し、2層協議体の進捗を確認するとともに、1層・2層の情報共有を図る。 ・第1層協議体である地域包括ケアシステム検討委員会で地域課題を協議する。
		○第2層協議体活動の推進 ・生活支援コーディネーターおよび生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する第2層協議体による定期的な情報の共有・連携強化	・協議体の活動により、以下の取組を推進 ①多様な生活支援の充実 ②高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり ③地域での高齢者生活支援活動に取り組む民間企業等との連携による新規事業の立ち上げ ④地域資源マップの情報更新	・第2層協議体（地区社会福祉協議会）での支え合い活動推進（元気なからだづくり隊、通所サービスB、通所付添サポート事業等の立ち上げ、運営支援、お助け隊活用・ボランティア養成等） ・地域資源マップの活用（病院地域連携室、リハビリ専門職、介護支援専門員等に配布）
	⑦認知症総合支援事業	○認知症初期集中支援推進事業による早期支援	・早期の相談につながるよう認知症初期集中支援推進事業を周知 ・初期集中支援チーム員連絡会議での専門職間情報共有並びに認知症サポート医の助言・指導によるチーム員スキルアップ	・民生委員会、広報紙、チラシ、市ウェブサイト等で周知 ・居宅介護支援専門員へのさらなる周知 ・相談に対して早期に支援チームで初回訪問する。
		○地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図るための取組推進	・認知症カフェの運営支援、立ち上げ支援を進める。 ・認知症月間に合わせて理解啓発活動の実施 ・認知症ケアパスの普及啓発	・認知症地域支援推進員により認知症カフェの後方支援を行う。 ・認知症施策検討委員会委員やキャラバンメイト等の協力により、街頭啓発、パネル展示、もの忘れ相談等を開催する。

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業 (社会保障充実分)				・認知症の出前講座、市民公開講座での認知症研修会を企画する。
		○認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐチームオレンジを地域ごとに整備	・希望者に認知症サポーターステップアップ講座を開催する。 ・チームオレンジの運営支援、フォローアップ研修を行う。	・既に認知症の人が参加し自然に支援をしているグループにサポーター講座、ステップアップ講座の受講を促し、チームオレンジの立ち上げにつなげる。
		○認知症の本人と家族の支援	認知症本人ミーティング、家族ミーティングを年2回開催する。	・市広報紙、行政放送、市公式SNS等で広報 ・センターが把握しているケースへミーティングを紹介、参加勧奨 ・居宅介護支援事業所への周知
	⑧地域ケア会議推進事業	○地域ケア個別会議(自立支援型)の開催 高齢者の自立支援、重度化予防を目指した支援のあり方を検討する。	・総合事業の利用者を対象に、目標設定および具体的な支援策、地域資源の活用等について多職種間で検討し、その内容をケアマネジメントに活かす。	・月2回定例開催 ・検討数：4～6件／回 ・1事例20分程度 ・参加者：リハビリ専門職・居宅主任介護支援専門員・薬剤師、地域包括支援センター職員等
		○ケース検討会議、多職種事例検討会議の開催	・支援困難事例について随時ケース会議を開催	・支援関係者、多職種により開催する。
		○小地域ケア会議の開催	・民生委員・児童委員、健康福祉部職員、社会福祉協議会職員で地域の福祉課題、個別の課題について意見を出し合い、解決へ向けた協議の実施	・14地区の民生委員・児童委員協議会の開催に合わせて月開催する。 ・実態把握、支援が必要な場合は早期に訪問し必要な支援を講じる。

	事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動
任意事業	①介護給付費等適正化事業	○事業者や事業者団体に研修や説明会等を通じて適正化事業の目的を共有し、実現に向け協働する。	・介護支援専門員等研修会を開催する。	・岡山県介護支援専門員協会高梁支部と協働し、年3回開催
	②家族介護者支援事業	○介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施	・介護者教室の開催 ・家族介護者のつどいの開催 ・認知症高齢者見守り事業	・各地区1回程度開催 ・年3回開催、うち1回は備中県民局と合同で交流事業を開催 ・みまもりネットワーク事業への事前登録推進 ・高齢者位置情報サービス利用助成
	③成年後見制度利用支援事業	○市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	・市長申立て支援、本人または親族申立てに要する費用の助成、成年後見人等に対する報酬の助成を行う。	
	④認知症サポーター養成事業	○認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成	・地域の団体、学校、事業所を対象に認知症サポーター養成講座を開催 ・キャラバン・メイト連絡会を開催し、メイトの顔の見える関係づくり、研修を行う。	・小・中、高等学校、大学で認知症サポーター養成講座を実施する。 ・メイト養成は高梁川流域研修及び岡山県研修を活用する。 ・連絡会兼研修会を年1回程度開催する。
	⑤地域自立生活支援事業	○高齢者等見守り体制整備事業 ○配食サービス状況把握事業	・高齢者世帯の家庭内事故等による通報に随時対応（24時間・365日） ・配食を通じて、高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じて委託先よりセンター等に報告	・固定電話型、見守りセンサー付、携帯電話型等利用者の状況に応じた機器の貸与 ・状況に応じてセンター職員が対応
その他の事業	家族介護用品支給事業	○要介護者を在宅で介護している家族に対して、介護用品の支給券を交付し介護者の経済的負担の軽減を図り在宅生活を支援する。	・在宅で非課税世帯に属する要介護4、5の認定を持つ者を介護している家族に対して、4カ月ごとに支給券を交付	

令和 8 年度 高梁市地域包括支援センター職員の配置状況

常 勤				
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	介護福祉士
1	7	2	2	1
人員基準	2	2	2	

市内居宅介護支援業務委託契約事業所一覧

令和 8 年 4 月 1 日現在

番号	事業所名	所在地
1	ゆうゆう村在宅介護支援センター	高梁市南町 7 3
2	白和荘居宅介護支援事業所	高梁市高倉町大瀬八長 2 6 6 3 - 1
3	備北介護支援センター「あけぼの」	高梁市落合町近似 1 3 9 0 - 1
4	高梁市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所たかはし	高梁市向町 2 1 - 3
5	グリーンヒル順正居宅介護支援事業所	高梁市松原町神原 2 2 8 1 - 8
6	すずらん居宅介護支援事業所	高梁市東町 1 8 6 0 - 1
7	順正学園居宅介護支援センター	高梁市伊賀町 8
8	居宅介護支援事業所 遊	高梁市成羽町成羽 2 8 3 4 - 3
9	介護支援センター むつみの園 指定居宅介護支援事業所	高梁市成羽町下原 1 0 0 4 - 1
10	介護老人保健施設ひだまり苑 指定居宅介護支援事業所	高梁市川上町地頭 2 3 3 7 - 1
11	高梁市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所たかはし西	高梁市備中町布賀 3 5 1 3 - 2
12	居宅介護支援事業所 N o a	高梁市高倉町飯部 3 9 3 4
13	居宅介護支援事業所みえる たかはし	高梁市津川町八川 1 2 - 1

市外居宅介護支援業務委託契約事業所一覧

令和 8 年 4 月 1 日現在

番号	事業所名	所在地
1	泉介護支援センター	総社市小寺 9 9 5 - 1
2	岡山市ふれあい公社	岡山市中区桑野 7 1 5 - 5
3	サンライズケアプランセンター	広島県三原市港町 1 丁目 4 - 2 3
4	さつき居宅介護支援事業所	総社市井手 1 2 0 8 - 2
5	瀬戸内市地域包括支援センター	瀬戸内市邑久町尾張 3 0 0 - 1
6	天神荘居宅介護支援事業所	笠岡市神島 5 3 0 0 - 2
7	社会福祉法人 紀三福社会	和歌山県和歌山市紀三井寺 5 6 0
8	倉敷市在宅総合ケアセンター	倉敷市老松町 4 - 3 - 3 8
9	倉敷市玉島北高齢者支援センター	倉敷市玉島陶 8 5 6
10	居宅介護支援事業所 おおみち	大阪府大阪市都島大東町 1 - 6 - 2 8
11	つばき居宅介護支援事業所	鳥取県倉吉市余戸谷町 3 0 5 1 - 1
12	医療法人エム・ピー・エヌ武田病院居宅介護支援事業所	倉敷市連島町西之浦 3 5 2 - 1
13	グリーンアンドリバー介護支援センター	総社市清音三因 1 0 7 4 - 1
14	居宅介護支援事業所 清音	総社市清音上中島 2 0 8 - 3
15	居宅介護支援事業所 なごみ	広島県三原市城町 1 丁目 2 1 - 2
16	居宅介護支援ニチイケアセンター倉吉	鳥取県倉吉市東巖城町 1 2 0 - 1
17	茨木市地域包括支援センター天兆園	大阪府茨木市安威 2 丁目 1 0 - 1 1
18	浴光介護支援サービス	東京都国分寺市東恋ヶ窪 4 丁目 2 - 4
19	居宅介護支援ケアプランセンターセレーノ総社	総社市久代 5 1 2 7
20	倉敷市倉敷西高齢者支援センター	倉敷市中島 7 7 0 - 1
21	倉敷市玉島東高齢者支援センター	倉敷市玉島 1 3 3 4 - 1
22	倉敷市大高高齢者支援センター	倉敷市新田 2 6 8 9
23	笠岡市地域包括支援センター	笠岡市十一番町 1 - 3
24	倉敷市倉敷中部高齢者支援センター	倉敷市鶴形 1 丁目 9 - 7
25	サンキ・ウエルビー居宅介護センター岡山東	岡山市中区小橋町 2 丁目 3 - 5
26	アイリス居宅介護支援事業所	大阪府枚方市春日東町 2 丁目 1 2 - 1 0
27	かもがわ荘指定居宅介護支援事業所	加賀郡吉備中央町上加茂 5 1 7 - 3
28	佐藤病院居宅介護支援事業所	岡山市南区築港栄町 7 - 3 0
29	医療法人社団菅病院在宅ケアセンター	井原市井原町 1 2 4
30	プラスワン介護保険事務所	岡山市南区新保 6 7 7 - 1 0

番号	事業所名	所在地
31	倉敷市帯江・豊洲高齢者支援センター	倉敷市亀山 6 7 9 - 1
32	新見市地域包括支援センター	新見市新見 3 1 0 - 3
33	あなぶきケアサービス倉敷	倉敷市日ノ出町一丁目 5 番 7 号
34	有限会社 ほほえみ	倉敷市下庄 4 5 8 番地 1
35	アイ・ケア居宅介護支援事業所	岡山市中区兼基 3 2 1 番地 2
36	福文舎居宅介護支援事業所	岡山市南区浦安本町 1 8 2 - 1
37	原尾島クリニック指定居宅介護支援事業所	岡山市中区原尾島三丁目 8 番 1 6 号
38	有限会社 M - S T E P	徳島県徳島市方上町中須賀 3 1 番地 1
39	福山記念病院居宅介護支援事業所	広島県福山市港町一丁目 1 3 - 9
40	愛光ケアプランセンター	岡山市南区新保 6 7 7 番地 1 0
41	オリーブガーデン居宅介護支援事業所	倉敷市亀山 5 6 4 番地 3
42	倉敷市社会福祉協議会（船穂町居宅介護支援事業所）	倉敷市笹沖 1 8 0 番地
43	居宅介護支援事業所 花岡荘	真庭市下中津井 5 0 5 番地
44	居宅介護支援事業所 きびハイツ	加賀郡吉備中央町上野 1 8 8 3 - 5
45	居宅介護支援 光憂館	総社市日和 4 5 4
46	ハモニカ居宅介護支援センター	岡山市東区浅川 5 2 0 - 9
47	愛光苑在宅介護支援センター	岡山市南区浦安本町 8 1 - 2
48	ケアプランセンター超寿	総社市中央 2 丁目 2 番 1 7 号
49	いこい荘 指定居宅介護支援事業所	玉野市長尾 1 5 7 8 番地 2